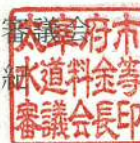




令和3年8月10日

太宰府市長 楠田 大蔵 様

太宰府市水道料金等審議会  
会長 遠藤 真純



太宰府市水道料金及び下水道使用料の額について（答申）

太宰府市水道料金等審議会条例第2条の規定により、令和3年7月2日付けで本審議会に対して諮問された事項について、慎重審議の結果、結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 水道料金の据え置きについて

水道事業については、今後は大変厳しい経営状況となる見込みではあるが、普及率の向上や施設の統廃合などによる更なる経営の効率化を図り、令和4年度から令和7年度の水道料金は値上げではなく現行料金を据え置くこと。

#### 2 下水道使用料の額の見直し及び改定の実施時期について

- |                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 使用料の額の見直し  | 改定案は別紙のとおり<br>(※平均改定率 7.58%減) |
| (2) 使用料の算定期間   | 令和4年度から令和7年度までの4ヵ年            |
| (3) 使用料改定の実施時期 | 令和4年4月1日使用分から                 |

#### 3 付帯事項

- (1) 水道の安全・安心・安定供給をアピールし普及率の向上に努めること。特に過去に給水制限を実施していた20戸以上の集合住宅の井戸水から水道への切り替えを促進すること。
- (2) 下水道使用料の改定後の額については、上下水道料金を一体として市民へPRを行い、これまでの料金が高いという市民意識の改善に努めること。
- (3) 上下水道料金の収納方式は現行では毎月徴収となっているが、利用者の利便性の向上と効率化による経費節減のために近隣市でも導入されている2ヵ月分徴収を今後の検討課題とすること。

## 下水道使用料改定案

(消費税抜)

区分	現行使用料		改定使用料		差額
基本使用料 (一月につき)	760円		750円		▲ 10円
従量使用料 (1㎡につき)	汚水排出量	単 価	汚水排出量	単 価	
	1-10㎡	50円	1-10㎡	50円	0円
	11-20㎡	155円	11-20㎡	130円	▲ 25円
	21-30㎡	185円	21-30㎡	160円	▲ 25円
	31-40㎡	215円	31-40㎡	190円	▲ 25円
	41-50㎡	235円	41-50㎡	220円	▲ 15円
	51-100㎡	255円	51-100㎡	250円	▲ 5円
	101-500㎡	310円	101-500㎡	280円	▲ 30円
	501㎡以上	340円	501㎡以上	310円	▲ 30円
温泉汚水	1㎡-	65円	1㎡-	65円	0円

※平均改定率は 7.58%減となる。

※温泉汚水については、改定しない。

(計算例)

(消費税抜)

汚水排出量	現行使用料		改定使用料		引き下げ額
① 0㎡の場合	基本使用料	760円	基本使用料	750円	▲ 10円
② 10㎡の場合	①+ 10㎡×50円=500円 (1㎡~10㎡)	計 1,260円	①+ 10㎡×50円=500円 (1㎡~10㎡)	計 1,250円	▲ 10円
③ 20㎡の場合	②+ 10㎡×155円=1,550円 (11㎡~20㎡)	計 2,810円	②+ 10㎡×130円=1,300円 (11㎡~20㎡)	計 2,550円	▲ 260円
④ 30㎡の場合	③+ 10㎡×185円=1,850円 (21㎡~30㎡)	計 4,660円	③+ 10㎡×160円=1,600円 (21㎡~30㎡)	計 4,150円	▲ 510円
⑤ 40㎡の場合	④+ 10㎡×215円=2,150円 (31㎡~40㎡)	計 6,810円	④+ 10㎡×190円=1,900円 (31㎡~40㎡)	計 6,050円	▲ 760円
⑥ 50㎡の場合	⑤+ 10㎡×235円=2,350円 (41㎡~50㎡)	計 9,160円	⑤+ 10㎡×220円=2,200円 (41㎡~50㎡)	計 8,250円	▲ 910円
⑦ 100㎡の場合	⑥+ 50㎡×255円=12,750円 (51㎡~100㎡)	計 21,910円	⑥+ 50㎡×250円=12,500円 (51㎡~100㎡)	計 20,750円	▲ 1,160円

## 審議内容

本審議会は、市長の諮問に応じ、今後の水道料金及び下水道使用料について審議を行った。

### 1 水道料金の据え置きについて

水道事業収支予測に基づき、平成 27 年度から令和 13 年度までの水道事業の経営状況の現状および今後の見込みについて説明を受ける。

(主な意見・審議内容)

- ・ 今回の諮問内容は「水道料金の据え置き」となっているが下げる事はできないのか？  
→水道事業収支予測のとおり、今後の水道事業の保守を含む維持を考えれば、いつかは値上げもやむなしという状況です。しかし市民感情を受け止め、水道普及率の向上を図るなどの対策を講じつつ、今回は「据え置き」で進めたいと考えています。
- ・ 水道の普及率の現状と向上の目標は？  
→水道の厚生労働省への平成 26 年 3 月の変更認可申請では、令和 4 年度で普及率を 86.7%としています。しかし、令和元年度末の普及率 84.2%という実態と比較すると高い目標となっているため、今回の水道事業収支予測では令和 13 年度末で 85.8%という現実的な予測値としています。
- ・ 過去に行っていた、20 戸以上への給水制限を実施していた時期にやむなく井戸水を使用せざるを得なかった集合住宅について、対応が必要ではないか。  
→対応が必要という認識です。よって過去にも対応を行いましたし、今後も効果的な対応が必要と考えています。
- ・ 井戸水から水道への切り替えは費用の面から厳しいと思うが、井戸水に比べ、市の水道水は安全・安心・安定供給という面を第 1 に打ち出してはどうか。  
→まさにそのとおりです。今後、市民へアピールしていきたいと思います。
- ・ 井戸水から水道に切り替えるにしても費用がかかるが、それを助成できないのか？  
→個人への利益供与という観点から直接助成することは難しいです。ただし、過去に水道新規接続時にかかる加入負担金を減免した事例はあり、今後も市民の経済的負担の減免策は継続的な検討課題として認識しています。

(結論)

水道料金については、諮問のとおり現行料金を据え置きとする。

- 2 下水道使用料の額の見直しについて
- 3 下水道使用料改定の実施時期について

下水道事業収支予測に基づき平成27年度から令和13年度までの下水道事業の経営状況の現状および今後の見込みについて説明及び下水道使用料改定4案の説明を受ける。また上下水道料金の検針・徴収方法と改定の実施時期についての説明を受ける。

(主な意見・審議内容)

- ・下水道使用料金改訂4案の概要

→改訂案①：11 m<sup>3</sup>以上の従量使用料の単価を均等にする案（国の方針に従った案）  
※実質的な値下げにならない。

改訂案②：11 m<sup>3</sup>以上の従量使用料の単価を区分ごとに10円ずつ増加させる案  
※将来料金改定原資が不足する。

改訂案③：11 m<sup>3</sup>以上の従量使用料の単価を区分ごとに20円ずつ増加させる案  
※料金改定原資は不足しないが、使用料値下げの実感が得られにくい。

改訂案④：11 m<sup>3</sup>以上の従量使用料の単価を区分ごとに30円ずつ増加させる案  
※料金改定原資は不足せず、上下水道料金が20 m<sup>3</sup>で筑紫地区において2番目に安くなる

- ・下水道使用量の世帯割合は？

→令和元年度で0～10 m<sup>3</sup>が34.3%、11～20 m<sup>3</sup>が39.57%、21～30 m<sup>3</sup>が18.14%それ以外は1～4%くらいになります。

- ・上水使用世帯は、上水の使用量が下水使用量となるが、井戸水使用世帯は人数によって使用量が変わると思う。世帯人数は住民基本台帳とは連動しているのか？

→学生など住民票を異動しない方もいるので必ずしも一致していません。

- ・改定案④については、0～10 m<sup>3</sup>は従量料金が据え置きなので基本料金分しか下がらないが、もう少し下げられないか？

→0～10 m<sup>3</sup>は従量使用料単価が50円と11～20 m<sup>3</sup>の単価130円と比べても半額以下と非常に安価になっています。また県の下水道処理センターでの汚水処理単価は安いものでも約59.4円（税抜）、高いものでは約124.5円（税抜）となっており、現状でも処理費を賄っていない状況にあるため、ここを下げる事は非常に難しいです。

- ・改定案④の11～20 m<sup>3</sup>の従量使用料単価130円を、それ以降の従量使用料区分の単価を上げてもいいので、もう少し下げた形の案は検討できないのか？

→会長との事前打ち合わせの中で、同様のご意見をいただいたため改定案を検討したが、財政的に厳しくなる割に値下げ効果がでないというシミュレーション結果となったため、第5案として提示する事を断念した経緯があります。

- ・これからのメンテナンスのための設備投資、物価の上昇等に備えて値下げしなくてもいいのではないか。

→まさにそのとおりで、そういったご意見はありがたいです。しかし現在の市民感情を真摯に受け止め、下水道事業を継続的に維持できる経営状況を確認しつつ、できるだけ市民の要請にこたえる形で対応したいと考えています。

- 上下水道の料金支払いをクレジット払いには対応しないのか？  
→クレジット払いについての要望はあるものの、手数料が発生し、経営状況維持のためには上下水道料金を値上げする必要があります。また費用対効果の面を考えると意義は少なく、現在は導入を考えていません。しかし令和4年度以降に、納付書による納付手間の軽減を目的として、スマホ決済に対応する予定です。
- 近隣の市では、上下水道料金は2ヵ月に1回の支払いだが、太宰府市は毎月請求となっている。市・利用者・不動産管理会社の利便性の向上及び経費節減につながるため今後検討して欲しい。  
→平成25年度の水道料金等審議会の中で、市の方から2ヵ月に1回の請求にできないかという話をさせていただいた。しかし当時、上下水道料金が高いという市民意識もあったため見送った経緯があります。今回の改正でまず上下水道料金は下がったと実感していただいた後、今後の検討課題にさせていただければと考えます。
- 市民感情として太宰府市の水道代は高いと思われるが、現状でも福岡県内の市町村と比べれば真ん中くらいである。今回の改正で少しでも市民感情の緩和に努めるとともに、上下水道料金一体として、広報、ホームページ、チラシ、パンフレット等で市民へPRし、これまでの市民意識の緩和に努める必要がある。  
→そのとおりであり、積極的にPRしていきたいと思えます。

(結論)

下水道使用料の改定案は、改定案④とする。

下水道使用料改定実施時期については、令和4年4月1日使用分からとする。

## 第1回太宰府市水道料金等審議会議事概要

日 時	令和3年7月2日(金) 18:00~19:30
会 場	市役所 3階 庁議室
出 席 者	水道料金等審議会委員 会長他6名 市長、事務局6名
	<p>委嘱状交付</p> <p>会長・副会長選出(会長 遠藤委員、副会長 八尋委員)</p> <p>諮問書交付</p> <p>●議事</p> <p>1水道料金の据え置きについて</p> <p>●審議の概要</p> <p>1. 水道事業の経営については将来的に厳しい状況にあるが、令和4年度から令和8年度については 現行料金を据え置く。</p> <p>2. 全国平均を下回っている水道普及率の向上に取り組む必要がある。特に、過去の給水制限の影響 で現在井戸水世帯の切り替えを促進する。</p>

## 第2回太宰府市水道料金等審議会議事概要

日 時	令和3年7月14日(水) 18:00～19:30
会 場	市役所 3階 庁議室
出 席 者	水道料金等審議会委員 会長他6名 事務局6名
	<p>●議事</p> <p>1水道料金の据え置きについて</p> <p>2下水道使用料の額の見直しについて</p> <p>3下水道使用料改定の実施時期について</p> <p>●審議の概要</p> <p>1. 水道事業については諮問案のとおり現行料金を据え置くことで了承。ただし全国平均より低い普及率の向上に努めること。(特に過去の給水制限の影響で水道に接続できなかった集合住宅の対応)</p> <p>2. 下水道事業収支予測及び下水道使用料改定案について、事務局から説明。委員から従量使用料区分毎の使用割合、値下げ額についての質疑・意見等があり、次回も引き続き下水道使用料の改定案について審議することとなった。</p>

### 第3回太宰府市水道料金等審議会議事概要

日 時	令和3年7月21日(水) 18:30～19:50
会 場	市役所 3階 庁議室
出 席 者	水道料金等審議会委員 会長他6名 事務局6名
	<p>●議題</p> <p>1 下水道使用料の額の見直しについて</p> <p>2 下水道使用料改定の実施時期について</p> <p>●審議の概要</p> <p>1. 改定案については更なる値下げについても検討を重ねたが、改定案④とする。</p> <p>2. 改定実施時期は令和4年4月1日使用分からとする。</p> <p>3. 下水道使用料の改定額については、上下水道料金を一体として市民へのPRを行い、これまでの料金が高いという市民意識の払しょくに努めること。</p> <p>4. 上下水道料金の収納方式は現行では毎月徴収となっているが、近隣市でも導入されている2ヵ月分徴収を今後の検討課題とすること。</p>



## 第4回太宰府市水道料金等審議会議事概要

日 時	令和3年8月3日(火) 18:00~19:05
会 場	市役所 3階 庁議室
出 席 者	水道料金等審議会委員 会長他6名 事務局6名
	<p>●議題</p> <p>1. 答申案について</p> <p>●審議の概要</p> <p>1. 答申案をもとに、委員全員で確認を行い、一部修正を行った。</p> <p>2. 8月10日の午前中までに、答申案について委員から修正等の意見が出された場合は、第5回審議会冒頭で確認の上、答申する旨を確認した。</p>